

飼養衛生管理基準遵守状況について ～自主点検をお願いします～

- 今季はすでに野鳥からH5N1の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。
(9/29神奈川県ハヤブサ【H5N1】、10/7宮城県マガン【H5亜型】)
- 再度、発生予防対策を点検し、万全な防疫対策をお願いします。
- 飼養衛生管理者は、飼養衛生管理基準のうち、病原体の侵入を防ぐため、特に重要な7項目について農場が遵守しているか、別紙を用いて自主点検し、家伝52条の報告(死亡羽数等の報告)とともに家畜保健衛生所へ報告をお願いします。

各農場で毎月1回の点検日を設定しましょう！！

自主点検項目

- 1 衛生管理区域に出入りする者の手指消毒等
- 2 飼養衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 飼養衛生管理区域に出入りする車両の消毒
- 4 家きん舎に出入りする者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除



京都府中丹家畜保健衛生所 福知山市字半田371-2
TEL 0773-25-1860
FAX 0773-25-1861